

京都市告示第297号

京都市市街地景観整備条例第44条第1項の規定に基づき、平成26年5月8日付で認定した姉小路界限まちづくり協議会について変更の届出がありましたので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和5年9月1日

京都市長 門川 大作

変更があった事項 代表者

(都市計画局都市景観部景観政策課)